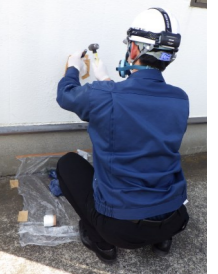


友の会便り 特集号

これでOK！レベル3建材のアスベスト調査

2025年臨時編集

2021年4月からアスベスト調査が義務化され、加えて2023年10月から有資格者による調査が必須となりました。ポイントは「ほぼ全ての工事で必ずやらなければならない」ということと、「調査は有資格者が行わなければならない」という点です。よく「金額100万円以下だから…」と勘違いされている方がいますが、これは行政への報告義務の話しであって、調査の有無ではありません。調査不要というのは『①下地を全くいじらずに塗替える場合、②釘を打つ・釘を抜くなどの本当に軽微な作業、③木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものの場合』という3パターンと『新築着工日が2006年9月1日以降の建物』となります。戸建塗替え案件のほとんどの場合に調査が義務付けられることがお分かり頂けると思います。今号では「レベル3建材」を想定した【調査前の準備】【実際の調査】【報告に関すること】から【調査終了】までを時系列で追っていきます。すでにご存じの方も確認の意味を込めてご覧ください。



なぜ「レベル3建材」なのか？

アスベスト調査について記すにあたって、今号ではなぜ「レベル3建材だけを想定する」のでしょうか？これは一般的な塗替え工事で扱う既存下地のほとんどがレベル3建材であること、また件数も圧倒的に多いため、皆様の仕事上、間違いなく遭遇する建材であるからです。塗替え工事でおなじみのスレート屋根、サイディング外壁、吹付タイルやリシン、各種ボードなどがレベル3建材です。なお、ひと昔前の外装材を除き、塗料全般は石綿とは関係ありません。



国交省「目で見えるアスベスト建材」

「塗替え」だけなら調査対象外？

塗装改修工事のメインは「塗替え」です。前述の通り『下地を全くいじらずに塗替える場合』は石綿含有調査は行わなくてもいいのですが、問題は「下地を全くいじらず」の程度です。例えば塗替えの前にはシーリング材の打ち替えなどの下地補修、洗浄があります。シール打ち替えや下地補修は、明らかに下地をいじりますので、これはさすがに無理ですが、洗浄はどうでしょうか？別に下地に穴を開けたりはしませんし、水を使いますので、塗料内の石綿は飛散しないはずですが、私たちが思うにこれはセーフだと思うのですが、洗浄は「下地をいじらない」とは認められません。洗浄なしに塗替えはしませんので、結局「調査なし」で始められる案件はかなり限られてしまうことが分かります。

調査前に必要な準備とは？ → 「調査のための準備」と「電子報告のための準備」

まずアスベスト調査を行う前に企業としてどのような準備が必要なのかについて挙げていきます。ざっくりと「調査のための準備」「電子報告のための準備」に分けることができ、前者は「石綿含有建材調査者資格の取得」「検体分析会社の確保」「調査道具の準備」であり、後者は電子報告のために必須となる「自社のGビスID取得」となります。後述しますが、調査の結果、施工対象の建材に石綿の含有が確認された場合は、石綿除去作業の規定に沿って工事を進めなければなりません。この時には石綿作業主任者、石綿作業従事者という資格が必要になってきますが、実は石綿調査結果のWEB報告画面に石綿作業主任者名を記入する部分がありますので、「石綿作業主任者」については調査前に取得しておいた方がいいです。石綿作業従事者に関しては次のフェーズでも大丈夫です。

「調査のための準備」

・石綿含有建材調査者資格の取得

2023年10月より石綿含有調査は専門の資格者が行うこととなりましたので、調査者の資格が必要となります。一般建築物の場合、2日間講習（修了検定あり）でおおよそ45,000円前後の料金設定が標準です。



・検体分析会社の確保

書類や目視で石綿の有無が不明な場合、現地調査で検体を採取して分析にかける必要が出てきますので、分析してくれる会社を見つけておきましょう。行政への電子報告にも分析会社に関する項目を記載する部分があります。通常は定性分析で1検体あたりいくらかという価格になります。荻野化成で分析手配することも可能です。気軽にご相談下さい。

・調査道具の準備

現地調査のための専用道具をそろえます。ノミ、金づち、霧吹き、ゴーグル、マスク手袋等のほか、採取した検体を入れる袋も必要です。荻野化成では「OG調査セット」も販売しています。

「電子報告のための準備」

・Gビス登録とIDの取得

R4年4月より「石綿事前調査結果報告システム」による報告が義務化されており、その手続きの一環としてGビスへの登録を行なってIDを取得しておきます。石綿調査結果の報告だけでしたら「GビスIDエントリー」という簡易なアカウントでも可です。

・石綿作業主任者資格の取得

上記の「石綿事前調査結果報告システム」に報告を行う際、石綿作業主任者名を記載する欄がありますので、このタイミングで取得してしまった方がいいです。石綿作業主任者は国家資格であり、技能講習2日間（修了検定あり）で、受講料は20,000円前後です。



「発注者への説明のための準備」

調査の代金を支払うのは工事の発注者になります。調査が義務付けられている点を踏まえ、しっかり説明でき、納得してもらえる資料やパンフレットなどを準備しましょう。

石綿事前調査の結果報告

「請負代金の合計が100万円以上(事前調査の費用は含まず、消費税を含む)の建築物の改造又は補修工事の場合」は、調査結果が「石綿あり」「なし」「みなし」にかかわらず報告を行います。100万円未満の改修工事なら報告は要りません。

【GビスIDでネットで報告】

あらかじめGビスIDを取得しておけば「石綿事前調査結果報告システム」にログインして報告ができます。システム内は「①元方（元請）事業者情報 ②請負事業者の入力 ③事前調査結果の入力 ④申請（確認）」他に下書き保存などがありますが、記入自体は順番にしたがって元請会社、下請会社、物件情報、調査結果を記入または選択していく形式となっております。さほど難しいものではありません。

物件情報に関しては名称、所在地のほか、建物自体の構造（RC造やS造など）、耐火構造（耐火、準耐火など）、延べ面積、階数、工事金額など通りいっぺん記載する内容です。

他に「調査、分析を実施した者」という項目があり、ここに石綿含有建材調査者の氏名と資格を取得した講習機関名、分析者に関しては氏名、会社名、資格を取得した講習機関名を記入する欄があり、その下に石綿作業主任者の氏名を記載するようになっています。

労働安全衛生法（石綿障害予防規則）、大気汚染防止法それぞれに基づく申請先に関しては、記入欄を埋めれば、右図の通り自動入力となるような仕組みです。

なお、この申請先の下に「自由記載欄」があり、こちらに当該物件について、例えば「飛散防止の観点から高圧水洗浄は5MPa以下で実施する」「庇上裏のボード面は高圧水洗浄の対象外とし、また下地補修もない塗替えのみなので隔離措置は行わない」など、留意事項について触れておく有効な場合があると聞いています。

報告後に何をすればいい？

Gビスでの事前調査の報告が終わると次は「作業実施届出」になるのですが、レベル3の場合は作業実施の届出は不必要です。

このタイミングで必要なのが「発注者への結果報告」です。「元請業者は、事前調査結果を発注者へ書面で説明する必要があり、報告書面は工事の終了後、3年間保存が必要」で、また「事前調査に関する記録を作成し、工事が行われている間、工事現場に備え置き、かつ作成した書類は工事の終了後、3年間保存が必要」ともありますので、元請会社は調査記録を兼ねた報告書を作って「①施主に報告して②工事中は現場に備えて③工事終了後に保管」します。次にも述べますが、この報告書には発注者に説明したことが分かるようにチェック欄と署名欄を設けておく方がいいでしょう。

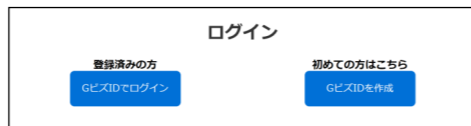
【発注者への報告書作成と報告】

さて、その発注者への報告書作成についてですが、特に決まった報告書式はなく、どこかにひな型があるかという、そうでもなさそうです。とは言え、報告書に記載しなければならない事項は決まっていますので、一度自社のフォーマットを作ってしまうと作成は容易になります。重要なのは「発注者に調査報告書の内容をしっかりと説明し、サインをもらっておくこと」です。保険の重要事項説明と同じで、後々のトラブル防止のためにここはしっかりやるべきです。友の会HPの会員専用ページから「施主様向けの石綿事前調査報告書のフォーマット」をダウンロード頂けます。石綿含有面の施工については、自治体によって微妙に見解が異なったりしますので、万一定りない部分、修正が必要な部分がありましたら、どんどん加筆修正していただければと思います。あくまでフォーマットとしてですが、どうぞご利用ください。

また、調査報告のあとに必要な「作業計画書（LV3）のフォーマット」も会員専用ページからダウンロード頂けますので、こちらをご利用いただければ幸いです。

【おわりに】石綿含有建材の事前調査に関して、報告までの流れを一通りまとめてみました。施主様向けの報告書作成まで含めたこれらの作業一式を外注すると20万円程度の費用がかかります。自分でやればそれよりは低い金額で抑えられ、この「自社調査可能」というアドバンテージは、調査費用を負担する発注者にもメリットになるとともに、他社との差別化にも役立つはず。現状では監督署からの抜き打ち査察などは、ほとんどないと聞いていますが、近隣住民から「あそこの工事、アスベストは大丈夫なのか？」と問い合わせが入ってしまうと大それたことになりかねません。行政からの罰則は元請会社と場合により下請け会社が対象ですが、他の面で発注者にも迷惑がかかってしまう可能性がありますので、最初からルール通りに運んでおくに越したことはありません。友の会HPの会員専用ページには施主様向けの石綿事前調査の説明チラシもございますので、どうぞご利用ください。本稿内容が少しでも友の会会員各位の今後のお仕事に役立てば、事務局としてもこの上なくうれしく思います。

文責：本社 眞田昌幸



↑あらかじめGビス登録があればログインは簡単です。



↑提出先についての情報は自動で入力されます。

【解体等工事における石綿飛散防止に関する報告・届出・お問い合わせ先】

こちらから確認できます。→

建材の種類	レベル1	レベル2	レベル3	上記以外の建材
事前調査の実施	要※1	要※1	要※1	要※1
事前調査結果の報告	要※2	要※2	要※2	要※2
作業実施届出(大気汚染防止法)	要	要	不要	不要
作業計画の作成	要	要	要	不要
作業基準の遵守	要※3	要※3	要	不要

※1 資格要件あり(一定の知識を有する者) 令和5年10月1日施行
 ※2 規模要件あり
 ※3 直接目的の適用あり



お問い合わせは・・・ 荻野化成株式会社

- | | | | |
|--------|-----------------|--------|-----------------|
| 本社 | 電話 046-876-6164 | 柏営業所 | 電話 04-7197-7351 |
| 東京支店 | 電話 03-5480-1666 | 茨城営業所 | 電話 029-879-7906 |
| 横浜支店 | 電話 045-830-5871 | 府中営業所 | 電話 042-363-6192 |
| 仙台支店 | 電話 022-766-8035 | 相模原営業所 | 電話 042-851-3670 |
| 横須賀営業所 | 電話 046-834-1611 | 盛岡営業所 | 電話 019-639-8222 |
| 青葉営業所 | 電話 045-937-5505 | | |

http://www.oginokasei.co.jp



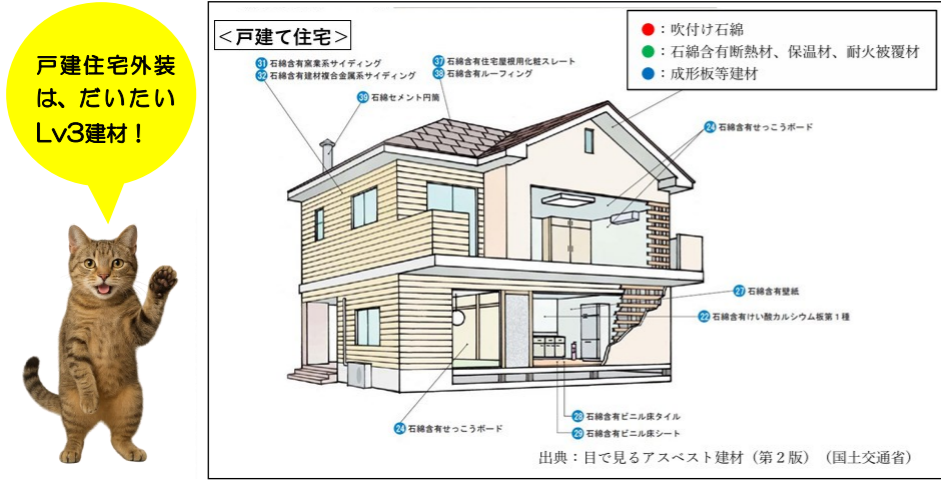
荻野化成HP



■ 事前調査の実施手順

発注者とアスベストの事前調査について実施日・価格などで合意すれば調査を行うこととなります。ここからは実際の調査の流れについて、順番に取り上げていきます。

調査全体の大まかな流れは右図の通りです。以下にそれぞれの調査内容を記していきますが、戸建住宅の外壁・屋根の塗替えを想定しますと、調査範囲は「屋根材（金属除く）」「軒天や外壁のボード類」リシンやタイルなどの「外装用仕上塗材」とフィラーなどの「下地調整材」および「シーリング材」ですので、調査の対象はかなり絞られます。もし内装工事があれば「内装に使用されているボード類」「床シート類」「内装用仕上塗材」が対象となってきますが、切ったり、削ったり、剥がしたり、洗浄したりという行為が無ければ調査対象外となります。さらにこれらすべてが「レベル3」に分類される建材です。



①書面調査

新築時の確認申請書や竣工図・意匠図などの各種図面、特記仕様書、各種詳細図、什器備品関連図などから、また併せて過去の調査記録、発注者からのヒアリング等により調査対象となっている範囲の建材情報を入手します。石綿含有の有無については、国土交通省及び経済産業省がWEB上で公表している「石綿(アスベスト)含有建材データベース」で確認します。（*右の**事前調査の流れ①**をご参照下さい。）



②現地での目視調査

書面調査で得られた情報を元に現地での目視調査を行います。書面だけで得られる情報は、石綿含有建材の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を表したものは限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿の使用状況を網羅的に把握するため、原則として現地で目視調査を行うことが必要とされます。（*右の**事前調査の流れ②**をご参照下さい。）

③みなしにするか？分析調査を行うか？の選択

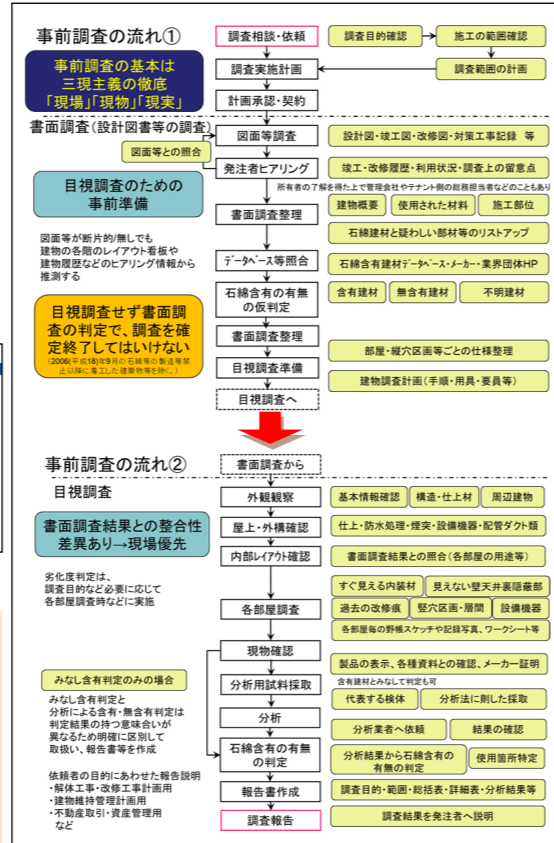
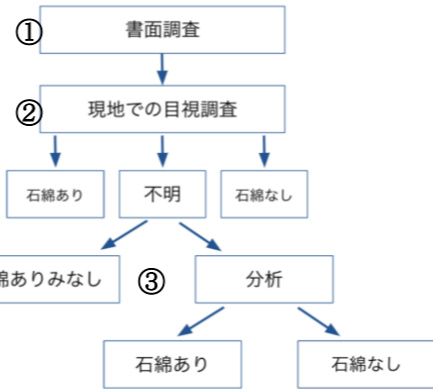
建物の申請書類や図面などが存在しない場合、書面調査や現地での目視調査でも石綿含有の有無が不明だった場合、当然ですが、含有していないという完全な根拠が無いので「石綿なしとみなす」ことはできません。そこで検体を採取して「分析を行う」か？…分析を行わずに「石綿ありとみなす」か？…を選択することになります。

・検体を採取して分析を行う場合 現地で施工にかかわる仕上げ材についてサンプルを採取し、分析会社に依頼します。検体は同一の仕上げ材を数か所からサンプリングしたものを1検体とし、分析が必要な仕上げ材、建材の数だけ行います。依頼された分析会社はサンプルを分析し、石綿含有についての報告書を作成してくれます。分析には「定性分析」と「定量分析」の2種類がありますが、ほとんどの場合は「定性分析」（含有の有無）で行います。含有あり=0.1%以上という判断です。「定量分析」なら更に詳細な含有%を分析してくれますが、分析料金が高くなること、含有が認められた場合、含有量が0.1%以下というケースが稀であることから、「定量分析」の実施が指定されている工事以外では行われないようです。どちらの分析でも有料となり、「定性分析」で1検体あたり40,000円程度の費用が必要です。なお、現場での目視調査時にサンプル採取を行えば二度手間にならずに済みますのでお勧めです。

・石綿の含有ありとみなす場合 現地での検体採取は行わず、「石綿が含有されている」とみなして報告書を作成します。これによって分析のための費用は節約できますが、「本当は含有が無かった」場合でも石綿が含有されている前提で施工を行わなければなりませんので、実際の施工自体が煩雑になります。しかし、普段から石綿含有時の施工体制がしっかりとれていて、飛散防止、隔離状態での作業にも慣れているのであれば、「みなし」とすることで分析を回避してしまうのも賢いやり方かもしれません。

ただし「石綿あり」「石綿なし」「みなし」いずれの場合も、**一定金額以上の工事**では所轄の役所への報告を行わなければなりません。報告と報告書作成については後の項目にまとめます。

事前調査の基本的な流れ



検体番号	検体名	検体内容	定性分析	定量分析	測定結果
1	外観	屋根材	5%	99.9%	0.1%
2	内観	壁紙	0%	99.9%	0.1%
3	内観	床材	0%	99.9%	0.1%
4	内観	天井	0%	99.9%	0.1%

採取した検体の分析結果と顕微鏡写真
上が含有あり、下が含有なし

■ 現場でのサンプル採取について

ここからは、分析を選択した場合の実際の検体採取についてまとめます。まず調査すべき範囲を整理しますが、混乱を避けるため、ここでは範囲を外壁塗替え工事に限定します。調査対象となるのはカラーベスト・コロンアルなどのスレート屋根、上裏のボード類とリシン類、外壁面ではサイディングボード類と吹付タイル、スタッコ、リシンなどの外装用塗料およびフィラーなどの下地調整材です。木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、純粋なコンクリート（セメント、砂、砂利、水のみで構成されているもの）は調査対象外です。「塗料が塗ってある場合は？」という疑問が浮かぶかと思いますが、塗料は調査対象外ですが、塗料が塗られたカラーベストは調査の対象となります。「えっ？塗料塗ってあれば飛散しないのに、なんでわざわざ基材を調査するの？」と感じるかと思いますが、これから行う工事での穿孔や切削などを前提にしていますので、塗材のあるなしにかかわらず基材に着目して調査の要・不要を決定してください。

【採取のため必要な道具】 保護具（防じんマスク・保護眼鏡・保護衣または作業衣・手袋・保護帽など）採取用具（採取対象の材料に適したもの・ノミ・金づち・カッター・皮スキ・マスカー・布テープ・マスキングテープ・採取用トレー・採取袋・マジック・カメラ・ホワイトボードなど）安全衛生用具（HEPAフィルタ付真空掃除機・養生シート・養生テープ・粉じん飛散抑制剤・粉じん飛散防止処理剤・霧吹き・ウエス・ウェットティッシュ=保護具の付着物除去用・カラーコーン・コーンバーなど）

これらの道具のうち青字のものは「OG石綿調査セット」に含まれています。セメントフィラーの上に吹付タイルなどの場合、セメントフィラー（下地調整材）の採取も必要ですので、ノミと金づちを標準品にしておき、採取面の湿潤には霧吹きで水を吹きかける手法を想定しています。



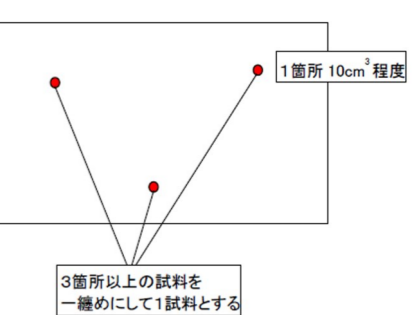
サンプル採取の手順と注意点

友の会ホームページ内「会員専用ページ」からも採取方法の動画もご覧いただけます。



① 採取箇所の決定

分析を行うこととなった建材の試料採取については、目的とする分析対象を採取できるように同一材料と判断される建築材料ごとに、代表試料を選定し採取しなければなりません。そのための採取箇所決定が最初の作業になります。外壁なら面や階を変える、屋根も採取面と採取位置を考えて、複数箇所（本来は3か所以上）で採取箇所を決定します。



② 採取箇所の養生・隔離措置および装備の着用

試料採取作業については石綿作業主任者を選任することが望ましいとされていますが、選任義務はありませんので湿潤化や保護具の着用等のルールを徹底すれば誰でも可能です。なお、作業衣または保護衣は、粉じんの付着しにくい「JIS T 8118 静電気防止作業服又は同等品」等が推奨されています。

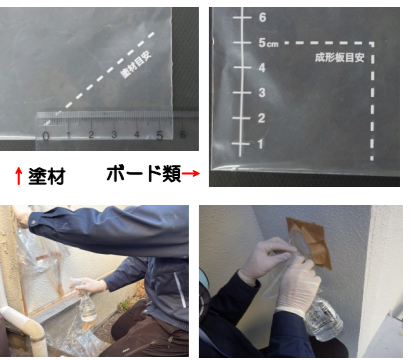
採取前準備として、床シートなどで養生を行い、カラーコーン、コーンバー等で隔離措置を行うとともに、「作業員以外立ち入り禁止」等の注意看板を掲示します。

採取箇所をマスカーや大き目の採取袋で覆い隙間が生じないように採取面に貼り付けます。採取袋の場合はノミが入るように一部分に穴を開けておきます。

③ 採取作業と留意点

採取作業前にマスカーの隙間やあらかじめ開けた採取袋の穴から、霧吹きの水で採取面を湿潤させます。（湿潤を先にやってもいいのですがテープが付きにくくなることも…）

採取面を覆ったマスカーの隙間、採取袋の穴からノミを入れ、金づちで叩いて試料を採取します。作業中も必要に応じて湿潤させながら作業します。採取量は右上写真を参考にしてください。成形版で5cm角、塗膜ではその半分程度です。3か所から採取する場合、3か所合計でこの量以上あれば分析可能です。



④ 作業後の処置

試料採取後は、次の採取のためノミの付着物をウェットティッシュで拭き取ります。採取痕から粉じんを飛散させないよう適切な補修の手段を講じます。採取痕には飛散防止処理剤（OG石綿調査セットの場合「菊水アスウェットW」）を散布して固化し、身体・床面その他周辺を高性能真空掃除機等で清掃します。

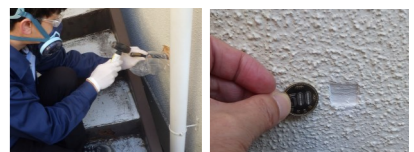
⑤ 検体の作成

上記②から④を繰り返して必要な試料採取を行った後、同一建材の試料をひとまとめとして「1検体」とし、採取袋に必要な情報（件名、採取年月日、採取部位、建材または仕上材名、採取者の情報など）をマジックで記載して飛散しないように密封します。これで採取作業は終了となり、検体を分析会社に送付して分析結果を待つという流れになります。

☆報告書作成のためにやっておくこと

上の一連の検体採取時に忘れてはならないのが、報告書に載せる記録写真の撮影です。この報告書はGピズでの役所への報告用ではなく、**発注者への結果報告と調査記録の保管のために**必要なものです。記録写真は試料採取1か所ごとに「採取前」「採取後（採取試料と採取跡）」「飛散防止処置後」と、「採取試料を合わせた1検体」をセットとして、それが検体数あればいいでしょう。採取作業にかかわる「養生」「湿潤」「採取作業」「飛散防止処理」「用具洗浄」「清掃」といった流れについては、あらかじめテンプレを作っておき、繰り返し使えばいいと思います。

【湿潤作業】↑マスカーの場合 ↑袋の場合



採取作業中 採取作業後



試料採取面の飛散防止のためKIKUSUI「アスウェットW」をウエス塗付

☆友の会ホームページの「会員専用パスワード」が不明の場合は「tomonokai@oginokasei.co.jp」あてにメールでお申し付けください。